

広島県立みよし公園ネーミングライツパートナー募集要領

1 募集目的

広島県（以下「県」という。）では、自主財源を確保し、公園緑地事業の振興に寄与するとともに、知名度や集客力を向上させるため、広島県立みよし公園における愛称を付ける権利（これに付帯する諸権利等を含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与する相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

(1) 募集施設の名称

広島県立みよし公園（広島県三次市四拾貫町）
（施設概要は、別紙のとおり）

(2) 契約期間

契約の日の翌日から令和14年3月31日まで
（愛称の使用期間は、令和9年4月1日以降。）
なお、当初の条件に変更がないことを原則とし、県が認める場合に更新できます。

(3) ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）

年額1,000千円以上（消費税及び地方消費税は別途負担）
ネーミングライツ料は毎年度、県が発行する納入通知書により4月30日までに納付してください。

3 愛称の条件及び注意事項

- (1) 親しみやすさや呼びやすさがあり、県民等の理解が得られるものであること。
- (2) 広島県広告取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）及び広島県広告取扱基準（以下、「取扱基準」という。）を遵守したものであること。
- (3) 愛称は、商標権や著作権等権利関係の問題が生じないよう、十分調査した上で提案すること。
権利侵害で争いとなった場合は、ネーミングライツパートナー側で全て負担、対応するものとし、県は一切の責めを負わない。
- (4) 広島県都市公園条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- (5) 愛称が定着するまでの間、条例で定める施設の名称を併記することがあります。
- (6) 県民の施設利用に係る混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーが法人名を変更する場合等、相当の理由があると認められる場合を除き、使用期間中の愛称の変更はできない。
- (7) 原則として「みよし」及び「公園」という字句を含むこと。なお、「公園」については、「パーク」とすることもできる。
- (8) 命名対象は、公園名（広島県立みよし公園）としますが、公園内の個別施設への命名も提案することができます。このとき、次の点に留意してください。
 - ア 個別施設とは、別紙に掲げる主な施設等のことをいう。
 - イ 愛称は、施設内容がイメージできるものとする。
（例：カルチャーセンター → ○○カルチャーセンター、○○アリーナ等）。
 - ウ プールには、既に「みよしウェーブ」という愛称が設定されているため、新愛称では、企業名や商品名のほかに「みよしウェーブ」という字句を使用すること。

4 ネーミングライツに付帯する権利等

- (1) 施設の看板、サイン（以下「看板等」という。）の表示の変更並びに新規設置等を行うことができます。看板等に関する注意事項は次のとおりです。
 - ア 愛称を使用した看板等は、公共施設であることに配慮したデザインやサイズ等となるよう留意すること。

イ 看板等の表示計画については、事前に県の承認を得ること。なお、屋外広告物条例等に基づき、看板等の設置場所、文字の大きさ、色等が制限されることがある。

ウ 表示箇所の詳細は、別紙のとおりとする。別紙に示す看板設置場所以外に設置を希望する場合は、別途協議をした上で設置を決定する。

(2) 県や公園のホームページ、県広報誌、施設案内のパンフレット等で愛称を使用するほか、県から各自治体や競技団体等へ愛称の使用を働きかけます。

(3) 本施設のネーミングライツが付与されていることを、ネーミングライツパートナーが管理する出版物やホームページで表示することができます。

(4) ネーミングライツパートナーが施設を利用する際の利用料金について、公園内のいずれかの施設、年間1回に限り、免除します。

※ 利用日程は、他の催しとの調整が必要となります。

※ 利用に付随する電気代、冷暖房利用料、備品利用料金については、施設の管理規定に基づきネーミングライツパートナーの負担となります。

(5) 敷地外の道路案内看板等の表示変更は、県や関係機関と協議の上変更可能な表示について行うことができます。

5 愛称使用に伴うネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ導入に伴う、その他の費用の負担は、原則として次の表のとおりとします。ただし、県の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツパートナーが負担することを妨げるものではありません。

費用負担区分	県	ネーミングライツパートナー
導入施設の敷地内外の看板等の表示変更(※1)		○(※2)
契約期間終了後の原状回復		○(※2)
印刷物やHPの表示変更(※3)	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上変更可能な表示について行い、新しい看板等の設置は設置の可否も含めて県とネーミングライツパートナーで協議します。

※2 ネーミングライツ料とは別の負担となります。

※3 県や指定管理者が発行している印刷物は、残部数や改訂時期等を考慮し、ネーミングライツパートナーと協議した上で変更時期を決定します。

6 応募資格

次の(1)から(4)までに該当する法人とします。なお、グループで応募する場合は、グループを構成するすべての法人が応募資格を満たす必要があります。

(1) 取扱基準第2に規定する業種又は事業者でないこと。

(2) 広島県税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 応募時における指定管理者の事業目的と競合関係にないこと。

※ 令和8年度から令和12年度の指定管理者は「みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ（㈱セイカスポーツセンター、鹿島建物総合管理㈱、㈱クリーン工房、(有)島原造園による共同企業体）」である。

(4) 次のいずれでもないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している。

- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
- エ 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
- オ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

7 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第1号）を、次のとおり提出してください。

- (1) 質問書提出先
広島県土木建築局都市環境整備課 下水道公園グループ
メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp
- (2) 質問書提出期限
令和8年11月13日（金）
- (3) 質問書に対する回答
令和8年11月20日（金）までに質問者全員に回答します。

8 ネーミングライツパートナー募集説明会の実施

ネーミングライツパートナー募集に係る説明会を次のとおり実施します。

- (1) 参加申し込み方法
次の連絡先まで①法人名、②参加者氏名、③電話番号を御記入のうえ、令和8年11月4日（水）までに送付してください。
広島県土木建築局都市環境整備課 下水道公園グループ
メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp
- (2) 開催日
令和8年11月6日（金）11時00分から
- (3) 開催場所
オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

9 申込方法

次の書類を、持参又は郵送等により広島県土木建築局都市環境整備課まで、提出してください。郵送の場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限り（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれには該当しません。）。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人（以下、「代表者」という。）を1者選定し、代表者は、(1)及び(2)の書類を作成してください。また、グループを構成するすべての法人について、(3)から(8)の書類を提出してください。

- (1) ネーミングライツパートナー申込書（様式第2号）
- (2) 次の項目について記載された提案書（様式第4号）
 - ア 応募者の概要及び応募の趣旨
 - イ 愛称案及びその設定理由
 - ウ ネーミングライツ料
 - エ 愛称の表示計画
 - オ 地域貢献活動の実績及び今後の計画、企業等としての県や三次市との関係性
 - カ 公園の魅力向上に関する役務の提供等の提案
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 商業・法人登記に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書の3か月以内に発行された原本）
- (5) 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）

- (6) 直近3年分の事業報告書及び財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書及び一般管理費・販売費報告書。株主総会等で確定したもの。連結財務諸表を作成している場合でも申請する法人の個別財務諸表を提出してください。）
- (7) 広島県の納税証明書（広島県税、地方法人特別税についての滞納がない旨の証明の3か月以内に発行された原本）
- (8) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかの3か月以内に発行された原本）

10 募集期間

令和8年10月20日（火）から令和8年11月30日（月）17時00分（必着）

（この募集期間を過ぎても応募がなかった場合は、募集期間を令和8年12月25日（金）17時00分まで延長することとします。）

11 ネーミングライツパートナーの選定

取扱要綱第6条第2項の規定に基づく審査会を設置し、応募者から提出された申込書類一式を、次の審査項目について、総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定します。なお、審査の結果、適当な者がいないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

【審査基準】

審査項目	評 価 の 視 点	配点等
応 募 金 額	・ ネーミングライツ料の妥当性、相対評価	60
愛 称 案 表 示 計 画 案	・ 県民からみた親しみやすさ、分かりやすさ ・ 公園の設置目的との整合性	20
地 域 貢 献 等	・ 地域貢献活動の実績や今後の計画 ・ 企業等としての広島県や三次市との関係性	10
経 営 状 況 等	・ 財務状況から見た経営の安定性等 ・ ネーミングライツ料の支払能力の有無	5
魅力向上に関する提案	・ 公園の魅力向上に関する役務の提供等の提案 ※	5
合計		100

※ 提案された事項については、ネーミングライツパートナーにおいて実施していただくことが原則となります。

※ 施設修繕・物品の寄附なども評価の対象となりますが、提案内容が公園の設置目的にそぐわない場合や、維持管理費が別途発生するものなどは、評価対象外とさせていただく場合があります。

12 選定結果の通知

- (1) 優先交渉権者の選定結果を全ての応募者に書面で通知します。
- (2) 優先交渉権者として選定されなかった応募者は、広島県土木建築局都市環境整備課に対して、その理由の説明を求められます。説明を求める場合は、別途指定する期日までにその旨を記載した書類を提出してください。回答については、説明請求書受理後、10日を目途に書面で行います。

13 優先交渉権者との協議

- (1) 優先交渉権者と、優先交渉権者が提出した提案書に基づき仕様等契約内容について協議し、県と優先交渉権者の双方が合意した内容で、随意契約の方法により契約を締結し、ネーミングライツパートナーを決定します。
- (2) 協議の過程で、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、ネーミングライツの導入を中止することがあります。

14 契約締結及び契約保証金

- (1) 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき、契約を行います。
- (2) 契約締結後、県は速やかにネーミングライツパートナーの法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を県ホームページで公表します。
- (3) 契約保証金は、免除します。

15 その他

- (1) 申込書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 申込書類に虚偽の記載をした場合は、提出された申込書類を無効とします。
- (3) 提出された申込書類は優先交渉権者決定後も返却しません。なお、申込書類は、ネーミングライツパートナーの選定以外の目的で使用することはありません。
- (4) グループで応募され優先交渉権者となった場合は、構成する企業等の間で締結された協定書等が別途必要となる場合があります。
- (5) 各公園内の施設について、長期的な修繕工事に伴い利用を休止する場合があります。
- (6) 今後、当該公園内において、別途、広告募集事業等を行う場合があります。
- (7) 公園の現地見学は御自由に行っていただけますが、有料施設内の見学をされたい場合は、指定管理者（電話0824-66-3366）へ事前に御連絡ください。
なお、毎週水曜日は休園日となっています。

【問い合わせ先】

広島県 土木建築局 都市環境整備課

担 当 下水道公園グループ

電 話 082-513-4142（ダイヤルイン）

メー ル dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp